

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 10			
要綱上の事業名称	(43)復興地域づくり加速化事業（事業費）			
細要素事業名	被災地区における観光資源環境整備事業			
全体事業費	122, 473千円			
<b>【事業概要】</b>				
東日本大震災により壊滅的な被害を受けた田老地区において、「たろう観光ホテル」は6階建ての4階部分まで浸水し、外壁が大破、鉄骨がむき出しどなったが、被害を受けた外観が津波の脅威を見る者に強く訴えることから、津波遺構として保存整備を決定。保存整備工事（復興交付金で対応）を経て、平成28年4月1日から一般公開が始まっている。				
当該施設については、震災・津波の記憶を伝承するのみならず、防災教育や観光振興に資するような活用・取組が進められている。宮古観光文化交流協会の「学ぶ防災」ガイド事業では、ホテル6階から撮影された津波映像を上映するなどの体験プログラムを提供しており、平成24年度から延べ10万人を越える利用者を記録している。				
しかし、現状では、地上から津波遺構の内部（6階）への移動手段は従前の非常階段（遺構の一部として保存）に限られていることから、入館者は健常者に限定され、一部の来館者については見学をお断りせざるを得ない状況となっている。特に、車いすでの見学は不可能であり、そのため車いす使用者のみならず、車いす使用者が含まれる団体客の受入れも見送らざるを得ない。				
本事業は、「たろう観光ホテル」の体験プログラム場所までの移動の円滑化ならびに震災遺構としての活用を促進するため、当該施設にエレベーターを設置し、自力での移動が困難な見学者の円滑・安全な移動手段を確保しようとするものである。				
<b>【エレベーターの規模】</b>				
メーカーの標準仕様のうち、岩手県ひとにやさしいまちづくり条例の要件（エレベーターの間口80cm、エレベーターかごの奥行135cm）を満たすもので最小規模となる9人乗りを想定。当該規模では車いす使用者1人に加えて介助者の収容が可能である。				
<b>【基幹事業との関連性】</b>				
当該地区では防潮堤整備後もなお浸水が予想される区域においては、防災集団移転促進事業により安全な高台への移転を進めるとともに、浸水深が一定以下となる区域では、都市再生区画整理事業を導入し、商業・産業系用地の整備による復興まちづくりを推進している。				
区画整理により整備した用地の土地利用に関しては、地域の活力の創出や賑わい創出の場所として、移転復旧した野球場や新たに整備する「道の駅」を中心としたまちづくりが進められているところである。				
道の駅においては、被災事業者の再建が進められるほか、休憩施設やトイレ、観光情報の発信施設などの公共施設の整備が進められており、これらは津波遺構「たろう観光ホテル」を目的にする防災ツアーやの参加者の立寄り場所や、地域における観光・賑わい創出の拠点として期待されているところである。				
本事業により震災遺構を訪れる観光客の誘客をさらに拡大することは、区画整理により整備した商業・産業系用地における交流拡大や地域住民の活動の活性化に資することから、基幹事業の目的を促進するものである。				
<b>■事業費</b>				
・工事費	113, 400千円(税込_8% 122, 473千円)	【概算】		
・実施設計費	102, 320千円(税込_8% 110, 506千円)	【概算】		
・施工監理	3, 670千円(税込_8% 3, 964千円)	【概算】		
・基本設計費	3, 010千円(税込_8% 3, 251千円)	【概算】		
	4, 400千円(税込_8% 4, 752千円)			
<b>■事業スケジュール</b>				
基本設計	平成29年05月～平成29年09月 (04ヶ月)			
実施設計	平成29年11月～平成30年03月 (04ヶ月)			
工 事	平成30年05月～平成30年10月 (05ヶ月)			
<b>【今回提出】</b> 基本設計費 4, 752千円				

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。